宮崎市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱

令和４年１１月２５日伺定め

（趣旨）

第１条　この要綱は、宮崎市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の請負契約において、条件付一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）を執行するに当たり、契約の内容に適合した履行を確保するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）建設工事　建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第１項に規程する建設工事をいう。

（２）建設コンサルタント等　測量及び建築設計、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント業務をいう。

（３）低入札価格調査制度　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第167条の10第１項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格以下の価格かつ失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者について、当該契約の内容に適合した履行の確保に係る調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する制度をいう。

（４）調査基準価格　低入札価格調査制度を実施する場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格をいう。

（５）失格基準価格　低入札価格調査制度を実施する場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断される価格をいう。

（６）最低制限価格制度　政令第167条の10第２項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設け、予定価格以下の価格かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

（７）最低価格入札者　指定した範囲内において、最低の価格をもって入札した者をいう。

（８）低入札者　低入札価格調査制度を実施して競争入札を行った結果、失格基準価格以上の価格かつ調査基準価格を下回る価格で入札をした者をいう。

（９）調査対象者　低入札者のうち、指名競争入札又は条件付き一般競争入札においては最低の価格をもって入札をした者をいい、総合評価落札方式を適用した入札においては低入札者をいう。

（１０）調査適合者　低入札価格調査を行い、当該契約の内容に適合した履行が確保されると認められた者をいう。

（１１）調査不適合者　低入札価格調査を行い、当該契約の内容に適合した履行ができない恐れがあると認められた者をいう。

（低入札価格調査制度の適用）

第３条　低入札価格調査制度は、宮崎市建設工事等の条件付一般競争入札に関する要綱（令和４年１０月１３日告示６２５号）第５条に規定する総合評価落札方式による建設工事のほか、その他市長が必要と認める案件において適用する。

（調査基準価格の算出）

第４条　調査基準価格の基礎額は、次に掲げる額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額をいう。）を加えた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。なお、設計において次に掲げる額に含まれない費目がある時は、市長は別記様式「調査基準価格等の算出における留意点」にてこれを明示するものとする。

①　直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

②　共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③　現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額

④　一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

２　調査基準価格は、前項で算出した基礎額にランダム（無作為）値を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

３　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

（失格基準価格の算出等）

第５条　失格基準価格は、調査基準価格に10分の9.8を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

２　失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、低入札価格調査を実施することなく失格とする。

（最低制限価格制度の適用）

第６条　最低制限価格制度は、予定価格が、200万円を超える建設工事及び100万円を超える建設コンサルタント等業務委託の請負契約に係る競争入札において適用する。

（建設工事における最低制限価格の算出）

第７条　建設工事における最低制限価格の基礎額は、次に掲げる額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規

定する税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額をいう。）を加えた金額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。なお、設計において次に掲げる額に含まれない費目があるときは、市長は別記様式「調査基準価格等の算出における留意点」にてこれを明示するものとする。

① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③ 現場管理費の額に10分の９を乗じて得た額

④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

２ 建設工事における最低制限価格は、前項で算出する基礎額にランダム（無作為）値を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とするものとする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

（建設コンサルタント等における最低制限価格の算出）

第８条 建設コンサルタント等における最低制限価格の基礎額は、次の各号に掲げる額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た金額（以下「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た金額を加えた金額に相当する額をいう。）を加えた金額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（１）測量業務における最低制限価格は、基礎額にランダム（無作為）値を乗じて得た額とするものとする。ただし、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

① 直接測量費の額

② 測量調査費の額

③ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

（２）建築設計業務における最低制限価格は、基礎額にランダム（無作為）値を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とするものとする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の８を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

① 直接人件費の額

② 特別経費の額

③　技術料等経費の額に10分の６を乗じて得た額
④　諸経費の額に10分の６を乗じて得た額

（３）建設コンサルタント業務における最低制限価格は、基礎額にランダム（無作為）値を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とするものとする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

①　直接人件費の額
②　直接経費の額
③　その他原価の額に10分の９を乗じて得た額
④　一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

（４）地質調査業務における最低制限価格は、基礎額にランダム（無作為）値を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とするものとする。ただし、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

①　直接調査費の額
②　間接調査費の額に10分の９を乗じて得た額
③　解析等調査業務費の額に10分の８を乗じて得た額
④　諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

（５）補償関係コンサルタント業務における最低制限価格は、基礎額にランダム（無作為）値を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とするものとする。ただし、その額が予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）とする。

①　直接人件費の額
②　直接経費の額
③　その他原価の額に10分の９を乗じて得た額
④　一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

２　一業務の中に、前項各号に規定する業務が複数含まれる場合は、それぞれの規定に基づき算定した最低制限価格の合計額を、当該業務の最低制限価格とする。

（入札参加者への周知）

第９条　調査基準価格及び失格基準価格を定めた入札を行うときは、入札公告等に調査基準価格及び失格基準価格の適用があること、また入札金額によっては、入札保留がなされることを明示するものとし、最低制限価格を定めた入札を行うときは、入札公告等に最低制限価格の定め

があることを明示するものとする。

（入札の執行）

第10条　市長は、低入札価格調査制度を実施して競争入札を行った結果、低入札者があるときは、落札決定を保留し、調査を行った上で落札者を決定する旨を入札者全員に伝え、入札を終えるものとする。

2　市長は、最低制限価格制度を実施して競争入札を行った結果、予定価格の制限の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格入札者を落札者とする。

（低入札価格調査の実施）

第11条　契約課長は、調査基準価格に満たない入札があった場合において、低入札価格調査を行うため、調査対象者に、入札公告等に定められた提出期限までに、総合評価落札方式によらない入札のときは、次に掲げる第1号から第15号の資料を提出させ、総合評価落札方式による入札のときは、第１号及び第２号の資料を提出させるものとし、必要に応じて、当該工事を所管する課長（以下「担当課長」という。）に対し、低入札価格調査制度による調査の実施を指示するものとする。

（１）低入札価格調査報告書（様式第１号）

（２）誓約書（様式第２号）

（３）直接工事費に係る内訳書（様式第３号）

（４）共通仮設費に係る内訳書（様式第４号）

（５）下請予定業者等一覧表（様式第５号）

（６）配置予定技術者名簿（様式第６号）

（７）手持工事の状況（対象工事の施工場所付近）（様式第７号）

（８）手持工事の状況（対象工事関連）（様式第８号）

（９）対象工事の施工場所と調査対象者の事務所・倉庫等との関係（様式第９号）

（10）手持資材の状況（様式第10号）

（11）資材購入予定先一覧（様式第11号）

（12）手持機械の状況（様式第12号）

（13）機械リース一覧（様式第13号）

（14）建設副産物の搬出予定先一覧（様式第14号）

（15）その他、市長が必要と認めるもの

2　契約課長は、調査対象者が入札時に提出した工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費について、次の計算式で得られる額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）のいずれかを満たさない場合で、総合評価落札方式によらない入札のときは、前項の規定によらず調査不適合者とし、総合評価落札方式による入札のときは、当該調査対象者に対し、提出期限を設け、前項に規定する第3号から第15号の資料の提出を求めることができる。ただし、調査基準価格の基礎額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた

額）とする。

① 調査基準価格の算出における直接工事費 × $\frac{9.7}{10}$ × $\frac{0.75}{\text{調査基準価格の基礎額÷予定価格}}$

② 調査基準価格の算出における共通仮設費 × $\frac{9}{10}$ × $\frac{0.75}{\text{調査基準価格の基礎額÷予定価格}}$

③ 調査基準価格の算出における現場管理費 × $\frac{9}{10}$ × $\frac{0.75}{\text{調査基準価格の基礎額÷予定価格}}$

④ 調査基準価格の算出における一般管理費 × $\frac{6.8}{10}$ × $\frac{0.75}{\text{調査基準価格の基礎額÷予定価格}}$

３　契約課長又は担当課長は、調査対象者に対し、必要に応じて事情聴取を行うものとする。

４　宮崎県電子入札システム（以下、「電子入札システム」）による入札参加者は、入札書の提出時に電子入札システム上で低入札価格調査の辞退を申し出ることができるものとする。

５　前項の辞退の申し出がない調査対象者は、入札公告等に定められた提出期限までに低入札価格調査辞退届（様式第１5号）により低入札価格調査の辞退を申し出ることができるものとし、提出期限までに調査書類の提出がない場合も辞退したとみなすものとする。

（調査後の措置）

第１２条　契約課長は、調査終了後、調査対象者が入札した価格により落札決定した場合に対象工事の契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、必要に応じて、担当課長と協議するものとする。

２　契約課長は、総合評価落札方式によらない入札の調査において、前項の協議後、当該低入札者が調査不適合者と認められる場合は、残りの低入札者のうち最も入札価格の低い者を調査対象者とし、第10条及び第11条、前項の規定を準用するものとする。

３　契約課長は、総合評価落札方式による入札の調査において、第１項の協議後、調査を実施した者について、宮崎市建設工事請負等指名業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）に落札の適否の審査を求めなければならない。

（低入札価格調査における調査適合者及び落札者の決定）

第１３条　選定委員会は、前条第３項の求めがあったとき、速やかに調査結果を審査し、調査対象者の適否を判断するものとする。

２　市長は、前項の審査により適当であると決定したときは、調査対象者を調査適合者とし、調査適合者を落札者とする。

３　市長は、第１項によらない場合は、調査対象者を調査適合者とし、落札者とする。

４　市長は、当該落札者及び落札者以外の入札者のうち有効な入札をした者に対して、落札者決定通知書によりその結果を通知する。

（低入札調査基準価格未満での契約における特約）

第１４条　総合評価落札方式によらない入札において、落札者と低入札調査基準価格未満で契約を締結する場合は、次のとおりの特約事項を設けるものとする。

（１）契約時の契約保証金を、請負代金の30%以上とする。
（２）工事前金払の金額を、請負代金の20%以内とする。
（３）契約不適合責任期間を、４年とし、契約不適合責任期間中は、受注者において、年１回現場調査を行い、発注者に報告することとする。
（４）現場に配置する現場代理人と監理技術者の兼務を不可とする。
（５）下請契約を行う場合においては、発注者に、下請契約書写しの提示及び下請け代金の支払い状況の報告を義務化する。

附 則

この要綱は、令和５年1月４日から施行する。但し、適用は、令和５年１月４日以降に入札公告又は指名通知を行う案件からとする。

附 則

この要綱は、令和５年６月２３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月４日から施行する。但し、適用は、令和６年４月４日以降に入札公告又は指名通知を行う案件からとする。

附 則

この要綱は、令和６年８月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。但し、適用は、令和６年１２月１日以降に入札公告又は指名通知を行う案件からとする。

附 則

この要綱は、令和７年３月２７日から施行する。但し、適用は、令和７年４月１日以降に入札公告又は指名通知を行う案件からとする。

附 則

この要綱は、令和７年５月２０日から施行する。但し、適用は、令和７年５月２０日以降に入札公告又は指名通知を行う案件からとする。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。但し、適用は、令和８年４月１日以降に入札公告又は指名通知を行う案件からとする。

別記様式（第４条、第７条関係）

調査基準価格等の算出における留意点

本市における調査基準価格等や低入札価格調査における算出は、**直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費**の４つの費目を基準にしています。

しかし、**本工事**においては、この項目に含まれない費目がありますので、調査基準価格等や低入札価格調査における工事費内訳書の算出に際しては、その費目を下記の通り分類します。

なお、調査基準価格等の算出につきましては、「宮崎市低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要綱」をご確認ください。

	分類する費目
直接工事費 に分類されるもの	
共通仮設費 に分類されるもの	
現場管理費 に分類されるもの	
一般管理費 に分類されるもの	

様式第１号（第11条関係）

年 月 日

宮崎市長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
（共同企業体の場合は代表構成員）

低入札価格調査報告書

下記工事に係る入札金額の理由及び積算内容について、本書及び別添資料のとおり、報告いたします。

記

１　必須事項

工事名	
主な理由	
	※　当該価格で入札した理由（低価格で施工が可能な理由）について、労務費、手持工事の状況、対象工事の施工場所と調査対象者の事務所や倉庫との関係、手持資材や機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記入してください。

様式第２号（第11条関係）

年　月　日

宮崎市長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
（共同企業体の場合は代表構成員）

誓 約 書

当社が下記の工事の入札において申込みを行った金額は、調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となりましたが、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を理由なく減額するなど、関係する業者等にしわ寄せすることは一切いたしません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事は行いません。

以上のとおり、誓約します。

記

1 工事名

2 施工場所

3 申込みに係る金額（税抜）

様式第３号（第11条関係）

直接工事費に係る内訳書

工事名：

工事区分・工種・種別・細別 （種目・科目・中科目・細目）	規格	単位	数量	単価 （円）	金額 （円）	備考
直接工事費計						

※　入札時に提出した工事内訳書の直接工事費（税抜）について、設計図書と同項目で内訳明細書を作成すること。項目が満たされていれば、自社様式でも可能。

様式第４号（第11条関係）

共通仮設費に係る内訳書

工事名：

工事区分・工種・種別・細別 （種目・科目・中科目・細目）	規格	単位	数量	単価 （円）	金額 （円）	備考
共通仮設費計						

※　入札時に提出した工事内訳書の共通仮設費（税抜）について、設計図書と同項目で内訳明細書を作成すること。項目が満たされていれば、自社様式でも可能。

様式第５号（第11条関係）

下請予定業者等一覧表

工事名：

１　下請工事

担当工事内容	会社名	工期	経費内訳				
			資材	機械	労務	その他	計
		年　月～ 年　月					
		年　月～ 年　月					
		年　月～ 年　月					
		年　月～ 年　月					
		年　月～ 年　月					

２　資材

納入内容	会社名	納期	見積額
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	

３　機械リース

リース内容	会社名	リース期間	見積額
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	

４　労務

労務内容	会社名	期間	見積額
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	

5　交通誘導員

内容	会社名	期間	見積額
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	
		年　月～　年　月	

様式第６号（第11条関係）

配置予定技術者名簿

工事名：

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号

※　配置予定の監理技術者、主任技術者、現場代理人等を記入すること。

様式第７号（第11条関係）

手持工事の状況（対象工事の施工場所付近）

工事名：

工事名	
施工場所	
発注者	
工期	
契約金額	
元請・下請の別	元請　・　下請
経費削減可能額及びその根拠	

工事名	
施工場所	
発注者	
工期	
契約金額	
元請・下請の別	元請　・　下請
経費削減可能額及びその根拠	

※　当該工事現場付近（半径10km程度）の手持工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するもので、どの経費をいくら縮減できるか根拠を含めて記載すること。

様式第８号（第11条関係）

手持工事の状況（対象工事関連）

工事名：

工事名	
施工場所	
発注者	
工期	
契約金額	
元請・下請の別	元請　・　下請
経費削減可能額及びその根拠	

工事名	
施工場所	
発注者	
工期	
契約金額	
元請・下請の別	元請　・　下請
経費削減可能額及びその根拠	

※　当該工事と同種又は同類の手持ち工事（公共工事、民間工事は問わない。）のうち、当該工事の工事費の縮減に寄与するもので、どの経費をいくら削減できるか根拠を含めて記載すること。

様式第９号（第11条関係）

対象工事の施工場所と調査対象者の事務所・倉庫等との関係

工事名：

地図
理由

※　調査対象者の事務所、倉庫、資材保管場所等が、対象工事の施工場所と近距離に存在することで、現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など、どの経費をいくら削減できるか根拠を含めて記載すること。

様式第10号（第11条関係）

手持資材の状況

工事名：

品名	規格・型式	単位	手持数量	使用予定量	単価	調達先

※　対象工事で使用する予定の手持資材について記載すること。

様式第11号（第11条関係）

資材購入予定先一覧

工事名：

工種・種別	品名・規格	単位	数量	単価	購入先		
					業者名	所在地	取引年数

※　購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、取引実績を踏まえ、合理的かつ現実的なものを記載すること。

様式第12号（第11条関係）

手持機械の状況

工事名：

工種・種別	機械名称	規格・型式 ・能力・年式	単位	数量	メーカー	単価	使用予定 日数

※　対象工事で使用する予定の手持機械について記載すること。

様式第13号（第11条関係）

機械リース一覧

工事名：

工種・種別	機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	数量	メーカー	単価	リース元		
							業者名	所在地	取引年数

※　調査対象者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について記載すること。

様式第14号（第11条関係）

建設副産物の搬出予定先一覧

工事名：

建設副産物	受入予定業者	受入予定価格（円／ｔ）

※　対象工事で発生するすべての建設副産物について記入すること。

様式第１５号（第11条関係）

年 月 日

宮崎市長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
（共同企業体の場合は代表構成員）

低入札価格調査辞退届

年 月 日に開札のありました下記の工事に係る低入札価格調査書類の提出ができないため、低入札価格調査を辞退いたします。

なお、行った入札が無効と取り扱われることに異存ありません。

記

１　工事名

２　施工場所